

令和2年12月4日

## 後期高齢者医療保険事務に係る不適正な事務処理事案について

令和元年度および令和2年度後期高齢者医療保険事務に関して37件の住民税課税所得の入力漏れがあり、そのうち医療費の自己負担割合が誤っていた方が2名おられましたので、お知らせします。

関係者および市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

## 記

## 1 概要

県外から転入された方の後期高齢者医療被保険者証の医療費の自己負担割合が前住所地と彦根市で異なっていることが11月下旬にわかり、確認したところ自己負担割合の判定に用いる住民税課税所得が入力されていないことが判りました。同一事例のチェックを行ったところ、令和元年度から令和2年度現在まで入力が行われていないことが判明しました。

## 2 対象件数

令和元年度 19件                      令和2年度 18件

## 3 原因

組織として業務マニュアルを徹底できていなかったことによるものです。

## 4 影響

入力漏れにより医療費の自己負担割合が、本来3割負担の被保険者証を発行すべきところ、1割負担の被保険者証を発行している方が2名おられます。そのため、1名は、1割と3割の負担割合の差の2割分について、差額として後日滋賀県後期高齢者医療広域連合から請求されることとなります。また、もう1名は、申請をいただくことにより、自己負担割合を1割のままとすることができます。(詳細は裏面の「参考」のとおりです。)

## 5 今後の対応

滋賀県後期高齢者医療広域連合にこのたびの件を報告するとともに、対象者2名については、お詫びをしたうえで、1名については、3割負担の被保険者証に変更します。また、もう1名については、申請をいただくことにより、自己負担割合を1割のままとする事務処理を行います。

## 6 再発防止策

マニュアルを見直すとともに、入力した情報については複数で繰り返し確認し、再発防止に努めます。



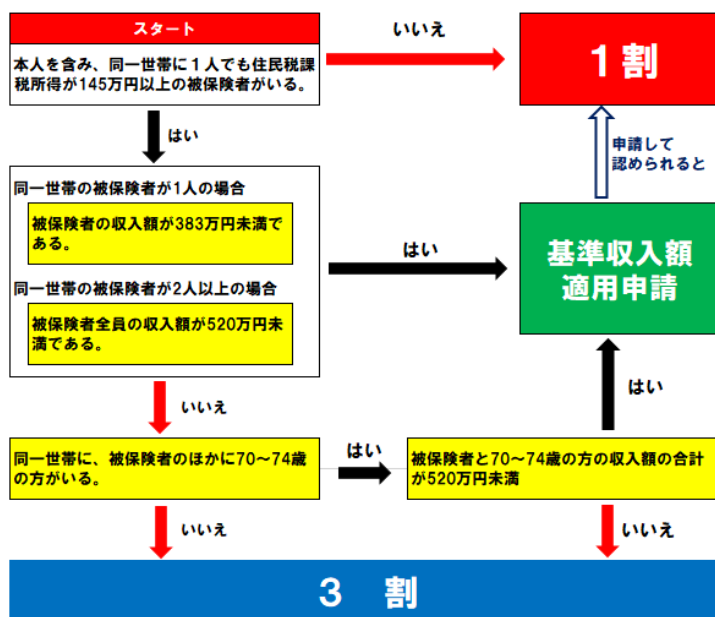
【参考】

主に被保険者自身や同一世帯内の後期高齢者医療被保険者が住民税課税所得 145 万円以上の場合、自己負担割合が 3 割となります。ただし、収入が基準収入額以下であれば、基準収入額適用申請をいただくことにより、自己負担割合が 1 割となります。なお、自己負担割合判定の流れ等は下記のとおりです。

○医療機関での自己負担割合

割合	所得区分
3 割	<b>現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</b> (1) 住民税課税所得が145万円以上の方 (2) 上記の方と同一世帯の方
	<b>一般</b> 現役並み所得者・住民税非課税世帯以外の方 ★世帯内に75歳以上の被保険者がおられ、かつ、その方を含む同一世帯の全被保険者基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の方
1 割	<b>住民税非課税世帯</b> <b>区分Ⅱ</b> 世帯の全員が住民税非課税である方 (区分Ⅰ以外の方)
	<b>区分Ⅱ</b> (1) 世帯の全員が住民税非課税であって、世帯の各所得の合計が0円となる方 (2) 老齢福祉年金を受給している方

○自己負担割合判定の流れ



問い合わせ先

保険料課 担当：綾木、笹原  
 保険年金課 担当：村田、巴  
 電話：(保険料課) 0749-30-6145  
 (保険年金課) 0749-30-6112  
 E-mail：(保険料課) [hokenryo@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:hokenryo@ma.city.hikone.shiga.jp)  
 (保険年金課) [hokennenkin@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:hokennenkin@ma.city.hikone.shiga.jp)  
 FAX：0749-22-1398